

## 独立行政法人大学入試センター 第 4 期中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>センターは、独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号。以下「センター法」という。）第 3 条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学入学者選抜の改善を図り、もって高等学校教育及び大学教育の振興に資することを目的としている。</p> <p>このことを踏まえ、センターでは、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）を実施するとともに、大学入学者選抜の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための情報提供を行ってきたところである。</p> <p>国においては、大学入学者選抜に関して、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）に基づき、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築するため、「志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する」としている。さらに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申）や、それを基に策定された「高大接続改革実行プラン」（平成 27 年 1 月 16 日文科科学大臣決定）等を踏まえ、文部科学省に設置した高大接続システム改革会議において、高大接続改革実行プランを具体化し、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための検討を行い、<u>高大接続システム改革会議の「最終報告」（平成 28 年 3 月 31 日。以下「最終報告」という。）等を踏まえ「大学入学共通テスト実施方針」（平成 29 年 7 月 13 日）を策定している。その後、民間の英語資格・</u></p>	<p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>センターは、独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号。以下「センター法」という。）第 3 条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学入学者選抜の改善を図り、もって高等学校教育及び大学教育の振興に資することを目的としている。</p> <p>このことを踏まえ、センターでは、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）を実施するとともに、大学入学者選抜の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための情報提供を行ってきたところである。</p> <p>国においては、大学入学者選抜に関して、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）に基づき、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築するため、「志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する」としている。さらに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申）や、それを基に策定された「高大接続改革実行プラン」（平成 27 年 1 月 16 日文科科学大臣決定）等を踏まえ、文部科学省に設置した高大接続システム改革会議において、高大接続改革実行プランを具体化し、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための検討を行<u>っているところである。</u></p>

変更案	現 行
<p><u>検定試験の活用を延期し、「大学入学共通テスト」(以下「共通テスト」という。)の国語・数学における記述式問題の導入を見送ったところであり、「大学入試のあり方に関する検討会議」において大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について具体的方策の検討を進めているところである。</u></p> <p>これら<u>国における検討状況</u>を踏まえつつ、<u>センターは</u>、中期目標の期間においては、恒常的に行うべき業務を確実に実施するとともに、<u>国と連携して</u>大学入学者選抜をはじめ高大接続の改革の取組に関する様々な調査・検討を積極的に<u>行う必要がある。</u></p> <p>その際、センター試験に代わって<u>令和2</u>年度からの実施を予定している「<u>大学入学共通テスト</u>」について、センターの体制、業務等の更なる見直しが必要となることに留意する必要がある。</p> <p>なお、政策体系図については別紙のとおりとする。 このような役割を果たすため、センターの中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>II 中期目標の期間</p> <p>センター試験<u>及び共通テスト</u>については、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定することを主たる目的とするものであり、その試験問題は高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があること、また、調査研究については、客観的な手法により収集された入学者選抜に関するデータを多面的に分析することなどを踏まえれば、センター業務は長期的視点に立って行われる必要がある。このためセンターの中期目標期間は、平成28年4月1日から<u>令和3</u>年3月31日までの5年間とする。</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>これらを踏まえ、中期目標の期間においては、恒常的に行うべき業務を確実に実施するとともに、大学入学者選抜をはじめ高大接続の改革の取組に関する様々な調査・検討を積極的に<u>行うことが必要である。</u></p> <p><u>なお</u>、その際、センター試験に代わって<u>平成32</u>年度からの実施を予定している「<u>大学入学希望者学力評価テスト(仮称)</u>」(以下「<u>新テスト</u>」という。)の<u>具体的な内容や実施主体の在り方等</u>について、<u>高大接続システム改革会議等において検討されているが、同会議における最終報告等(以下「最終報告等」という。)を踏まえ</u>、センターの体制、業務等の更なる見直しが求められることに留意する必要がある。</p> <p>なお、政策体系図については別紙のとおりとする。 このような役割を果たすため、センターの中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>II 中期目標の期間</p> <p>センター試験については、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定することを主たる目的とするものであり、その試験問題は高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があること、また、調査研究については、客観的な手法により収集された入学者選抜に関するデータを多面的に分析することなどを踏まえれば、センター業務は長期的視点に立って行われる必要がある。このためセンターの中期目標期間は、平成28年4月1日から<u>平成33</u>年3月31日までの5年間とする。</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>

変更案	現 行
<p>1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p> <p>センター試験<u>及び共通テスト</u>は、センター法第13条第1項第1号の規定に基づき、多くの大学が入学選抜の一環として共同して実施<u>する</u>ものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが<u>適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。</u></p> <p>また、センター試験<u>及び共通テスト</u>は、大学が共同して実施<u>する</u>ものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。</p> <p>(1) センター試験<u>及び共通テスト</u>の問題作成</p> <p>センター試験<u>及び共通テスト</u>は、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命<u>であり、さらに、共通テストにおいては、各教科・科目の特質に応じ、思考力・判断力・表現力を一層重視する必要がある。</u></p> <p>このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図りつつ、毎年問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題作成に努める。</p> <p>また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。</p> <p>(2) センター試験<u>及び共通テスト</u>の円滑な実施</p> <p>センター試験<u>及び共通テスト</u>は全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、試験を円滑に実施するため、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明会や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布する。また、試験会場や試験室の割り当て方法などについて、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。更に、</p>	<p>1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p> <p>センター試験は、センター法第13条第1項第1号の規定に基づき、多くの大学が入学選抜の一環として共同して実施<u>している</u>ものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが<u>適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。</u></p> <p>また、センター試験は、大学が共同して実施<u>している</u>ものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。</p> <p>(1) センター試験の問題作成</p> <p>センター試験は、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命<u>である。</u></p> <p>このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図りつつ、毎年問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題作成に努める。</p> <p>また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。</p> <p>(2) センター試験の円滑な実施</p> <p>センター試験は全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、試験を円滑に実施するため、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明会や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布する。また、試験会場や試験室の割り当て方法などについて、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。更に、</p>

変更案	現 行
<p>に実施する。更に、センター試験及び共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。</p> <p>なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の手機を上げる観点から公平に受験することができるよう、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。</p> <p>(3) センター試験及び共通テストの採点・成績提供</p> <p>センター試験及び共通テストの採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対しセンター試験及び共通テストの成績を開示する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において95%以上が良問であるとの評価を得る。(平成27年度試験実績：95%)</li> <li>・試験問題の適切な管理・輸送を徹底するため、年2回開催する説明会への参加大学の出席率を98%以上とする。なお、問題の管理・輸送に関するトラブルが起こった場合に対応できる体制を整備するとともにトラブルに適切に対応する。(平成27年度試験説明会出席率実績：98%)</li> </ul> <p>【重要度：高】 センター試験及び共通テストについては、約55万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があるため。</p>	<p>センター試験の実施結果を踏まえ改善を図る。</p> <p>なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の手機を上げる観点から公平に受験することができるよう、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。</p> <p>(3) センター試験の採点・成績提供</p> <p>センター試験の採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対しセンター試験の成績を開示する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において95%以上が良問であるとの評価を得る。(平成27年度試験実績：95%)</li> <li>・試験問題の適切な管理・輸送を徹底するため、年2回開催する説明会への参加大学の出席率を98%以上とする。なお、問題の管理・輸送に関するトラブルが起こった場合に対応できる体制を整備するとともにトラブルに適切に対応する。(平成27年度試験説明会出席率実績：98%)</li> </ul> <p>【重要度：高】 <u>大学入試</u> センター試験については、約55万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があるため。</p>

変更案	現 行
<p>2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>センター法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき、我が国の大学入学者選抜方法の改善における調査研究について、センターが主体となり、各大学や高等学校と交流及び協力を行いつつ進める。</p> <p>特に、<u>共通</u>テストに関しては、平成 28 年度以降、調査研究における工程計画を策定し、<u>共通</u>テストの導入に向けての調査研究を実施する。</p> <p>調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。</p> <p>(1) 調査研究の在り方及び体制</p> <p>将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、<u>共通</u>テストに関する調査研究や大学入学者選抜をめぐる様々な課題に対応した実践的な調査研究など社会的要請が特に高い課題に取り組むことが必要である。また、<u>共通</u>テスト導入まで実施されるセンター試験の着実な実施を支える研究も求められる。このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、研究の計画を立て、計画に従った研究を着実に推進するとともに、研究水準の向上や競争的資金の導入を図る。</p> <p>その際、重要課題について一定の期限を付して重点的に取り組むプロジェクト型の調査研究についても重視する。</p> <p>また、大学の研究者等とも連携して研究することにより、迅速に研究成果を得て、各大学に発信する機能の充実を図る。</p> <p>(2) センター試験<u>及び共通テスト</u>に関する調査研究</p> <p>センター試験<u>及び共通テスト</u>の改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映する。特に、得点調整<u>並びに</u>センター試験<u>及び共通テスト</u>のモニターによる調査等を行い、これらの成果も踏まえながら、センター試験<u>及び共通テスト</u>の改善を図る。</p>	<p>2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究</p> <p>センター法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき、我が国の大学入学者選抜方法の改善における調査研究について、センターが主体となり、各大学や高等学校と交流及び協力を行いつつ進める。</p> <p>特に、<u>新</u>テストに関しては、平成 28 年度以降、調査研究における工程計画を策定し、<u>新</u>テストの導入に向けての調査研究を実施する。</p> <p>調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。</p> <p>(1) 調査研究の在り方及び体制</p> <p>将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、<u>新</u>テストに関する調査研究や大学入学者選抜をめぐる様々な課題に対応した実践的な調査研究など社会的要請が特に高い課題に取り組むことが必要である。また、<u>新</u>テスト導入まで実施されるセンター試験の着実な実施を支える研究も求められる。このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、研究の計画を立て、計画に従った研究を着実に推進するとともに、研究水準の向上や競争的資金の導入を図る。</p> <p>その際、重要課題について一定の期限を付して重点的に取り組むプロジェクト型の調査研究についても重視する。</p> <p>また、大学の研究者等とも連携して研究することにより、迅速に研究成果を得て、各大学に発信する機能の充実を図る。</p> <p>(2) センター試験に関する調査研究</p> <p>センター試験の改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映する。特に、得点調整<u>及び</u>センター試験のモニターによる調査等を行い、これらの成果も踏まえながら、センター試験の改善を図る。</p>

変更案	現 行
<p>(3) 大学入学者選抜の課題に対応した実践的な調査研究            例えば、①各大学の個別選抜における多面的・総合的な評価による大学入学者選抜を支援するための調査研究や②障害のある者等のニーズに対応した特別措置の内容・方法など、大学の入学者選抜の課題を踏まえ国の施策に反映させるための実践的な調査研究を行う。</p> <p>(4) <b>共通</b>テストに関する調査研究            高大接続改革実行プランや最終報告等を踏まえ、<b>共通</b>テストの設計や作問の在り方、実施方法、実施体制などについて、現行のセンター試験におけるノウハウでは対応できないと考えられる課題等の整理を踏まえ、明確な方向性に基づき調査研究を行う。            また、その際、調査研究の内容を、<b>共通</b>テストに適切に反映させるため、その具体化に向けた今後の議論も踏まえた具体的な目標を設定し、着実に実施する。</p> <p>(5) 調査研究成果の公表及び評価            研究成果については、多様な手段で積極的かつ効果的に公表するよう努めるとともに、センター試験<b>及び共通テスト</b>の改善に活用する。また、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜の改善や、国が行う大学入学者選抜の改善に向けた政策の企画立案への活用を促す。更に、外部評価において、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるかといったことなどについて厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。</p> <p><b>【指標】</b>            ・各調査研究課題の目標達成度が外部評価委員会において80%以上であるという評価を得る。</p>	<p>(3) 大学入学者選抜の課題に対応した実践的な調査研究            例えば、①各大学の個別選抜における多面的・総合的な評価による大学入学者選抜を支援するための調査研究や②障害のある者等のニーズに対応した特別措置の内容・方法など、大学の入学者選抜の課題を踏まえ国の施策に反映させるための実践的な調査研究を行う。</p> <p>(4) <b>新</b>テストに関する調査研究            高大接続改革実行プランや最終報告等を踏まえ、<b>新</b>テストの設計や作問の在り方、実施方法、実施体制などについて、現行のセンター試験におけるノウハウでは対応できないと考えられる課題等の整理を踏まえ、明確な方向性に基づき調査研究を行う。            また、その際、調査研究の内容を、<b>新</b>テストに適切に反映させるため、その具体化に向けた今後の議論も踏まえた具体的な目標を設定し、着実に実施する。</p> <p>(5) 調査研究成果の公表及び評価            研究成果については、多様な手段で積極的かつ効果的に公表するよう努めるとともに、センター試験の改善に活用する。また、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜の改善や、国が行う大学入学者選抜の改善に向けた政策の企画立案への活用を促す。更に、外部評価において、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるかといったことなどについて厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。</p> <p><b>【指標】</b>            ・各調査研究課題の目標達成度が外部評価委員会において80%以上であるという評価を得る。</p>

変更案	現 行
<p>【優先度：高】 高大接続改革実行プランや平成 27 年度末に予定されている高大接続システム改革会議の最終報告等に基づき、センター試験に代わるテストとして令和 2 年度から実施を予定している共通テストの導入に向け今中期目標期間における平成 28 年度から平成 31 年度までの間、調査研究を優先的に行う必要があるため。</p> <p>【難易度：高】 共通テストの設計や作問の在り方、実施方法、実施体制などについては、従来の大規模統一試験では例のない取り組みが求められるものであり、これまで実現が困難であったものであるため。</p> <p>3 大学情報の提供等 センター法第 13 条第 1 項第 3 号に基づき実施する大学情報の提供業務について、平成 28 年度中に業務の必要性や提供内容について廃止も含めた検証を行う。その検証結果を踏まえ、本業務を実施する場合は、センター試験及び共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証後、引き続き大学情報の提供業務を行う場合は、アクセス件数の具体的な数値目標を平成 27 年度実績以上とする。</li> </ul> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 業務運営 (1)</p>	<p>【優先度：高】 高大接続改革実行プランや平成 27 年度末に予定されている高大接続システム改革会議の最終報告等に基づき、センター試験に代わるテストとして平成 32 年度から実施を予定している新テストの導入に向け今中期目標期間における平成 28 年度から平成 31 年度までの間、調査研究を優先的に行う必要があるため。</p> <p>【難易度：高】 新テストの設計や作問の在り方、実施方法、実施体制などについては、従来の大規模統一試験では例のない取り組みが求められるものであり、これまで実現が困難であったものであるため。</p> <p>3 大学情報の提供等 センター法第 13 条第 1 項第 3 号に基づき実施する大学情報の提供業務について、平成 28 年度中に業務の必要性や提供内容について廃止も含めた検証を行う。その検証結果を踏まえ、本業務を実施する場合は、センター試験に関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証後、引き続き大学情報の提供業務を行う場合は、アクセス件数の具体的な数値目標を平成 27 年度実績以上とする。</li> </ul> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 業務運営 (1)</p>

変更案	現 行
<p>[略]</p> <p>(2) センター試験<u>及び共通テスト</u>については、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、平成27年度実績を基に削減に取り組む。また、OMRのデータ作業の効率化について検証を行うなど、事務の効率化に向けた検討を行う。なお、検討を行うこととする具体的な内容については、毎年度の年度計画に記載するものとする。更に、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。</p> <p>(3) ～ (4)</p> <p>[略]</p> <p>3</p> <p>[略]</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1</p> <p>[略]</p> <p>2 保有資産</p> <p>施設・設備については、センター試験<u>及び共通テスト</u>の秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。</p> <p>なお、講師等宿泊施設については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、<u>令和元</u>年度までに、廃止も含めその必要性を厳格に検証するとともに、検証段階においても収支の改善に向けた具体的な方針を早急に策定し、着実に実施する。</p>	<p>[略]</p> <p>(2) センター試験については、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、平成27年度実績を基に削減に取り組む。また、OMRのデータ作業の効率化について検証を行うなど、事務の効率化に向けた検討を行う。なお、検討を行うこととする具体的な内容については、毎年度の年度計画に記載するものとする。更に、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。</p> <p>(3) ～ (4)</p> <p>[略]</p> <p>3</p> <p>[略]</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1</p> <p>[略]</p> <p>2 保有資産</p> <p>施設・設備については、センター試験の秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。</p> <p>なお、講師等宿泊施設については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、<u>平成31</u>年度までに、廃止も含めその必要性を厳格に検証するとともに、検証段階においても収支の改善に向けた具体的な方針を早急に策定し、着実に実施する。</p>



変更案	現 行
<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2 トップマネジメントの促進</u> <u>国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。</u></p> <p><u>3 情報セキュリティ</u> [略]</p> <p><u>4 人材の確保・育成</u> <u>人材確保・育成方針を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保に努めるとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、センター業務を円滑かつ安定的に行うことのできる能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。</u></p> <p><u>5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化</u> <u>試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。</u></p> <p><u>6 情報の公開</u> [略]</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2 情報セキュリティ</u> [略]</p> <p><u>3 職員の能力向上</u> <u>人員の適正配置に加えて、試験実施を円滑かつ安定的に行うことができる企画力、情報セキュリティや財務会計等の業務遂行にあたって求められる専門的能力などに関する職員の能力開発等を積極的に行う。</u></p> <p><u>4 情報の公開</u> [略]</p>

## 独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号)(抜粋)

### 【目的】

大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する。

#### 大学入試センター試験及び大学入学共通テストの実施

大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して実施することが適当な業務を行う。

※センター試験及び共通テストは、原則、受験生の検定料で実施

#### 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入学者選抜方法の改善について調査研究を行う観点から、真に必要な課題に厳選し、センター試験及び共通テストに関する調査研究と大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化した研究を行う。

#### 大学入試センター試験及び大学入学共通テストの果たす役割など

高等学校段階における基礎的な学習の達成度を測定するための良質な問題の確保

各大学が実施する試験との適切な組合せによる多面的・総合的な大学入学者選抜

# 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 第1期中長期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部分は改正部分

変更案	現 行
目 次	目 次
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発</p> <p><u>(2) 量子生命科学に関する研究開発</u></p> <p><u>(3) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発</u></p> <p><u>(4) 放射線影響・被ばく医療研究</u></p> <p><u>(5) 量子ビームの応用に関する研究開発</u></p> <p><u>(6) 核融合に関する研究開発</u></p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献</p> <p>(3) 人材育成業務</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発</p> <p><u>(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発</u></p> <p><u>(3) 放射線影響・被ばく医療研究</u></p> <p><u>(4) 量子ビームの応用に関する研究開発</u></p> <p><u>(5) 核融合に関する研究開発</u></p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献</p> <p>(3) 人材育成業務</p>

変更案	現 行
<p>(4) 施設及び設備等の活用促進 (5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</li> <li>2. 業務の合理化・効率化</li> <li>3. 人件費管理の適正化</li> <li>4. 情報公開に関する事項</li> </ol> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備に関する事項</li> <li>2. 国際約束の誠実な履行に関する事項</li> <li>3. 人事に関する事項</li> </ol>	<p>(4) 施設及び設備等の活用促進 (5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</li> <li>2. 業務の合理化・効率化</li> <li>3. 人件費管理の適正化</li> <li>4. 情報公開に関する事項</li> </ol> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設及び設備に関する事項</li> <li>2. 国際約束の誠実な履行に関する事項</li> <li>3. 人事に関する事項</li> </ol>

変更案	現 行
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間 (略)</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>III. 1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 (略)</p> <p>III. 1. (1) (略)</p> <p><u>III. 1. (2) 量子生命科学に関する研究開発</u></p> <p><u>多様な量子技術と医学・生命科学に関する知見を活かし、量子技術・量子論を基盤として生命現象の根本原理の解明を目指すとともに、医療・健康分野等に革新を起こすべく経済・社会的にインパクトの高い先端的研究開発を行う。また、これらの分野の研究を促進するため、医学・生命科学等研究等に用いる量子センサや量子イメージングなどの量子技術や生体内の量子効果の解明のための最先端の計測技術等の開発を行う。</u></p> <p><u>さらに、量子生命科学の中核的な研究開発拠点として、国内外の大学・研究機関や企業からの参画等を得て研究開発を行うことに加えて、先駆的なイノベーションの創出に向けた取組を行うことにより、当該分野の研究において国際的に主導的な役割を果たす。</u></p> <p>III. 1. (3) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発 (略)</p> <p>III. 1. (4) 放射線影響・被ばく医療研究 (略)</p> <p>III. 1. (5) 量子ビームの応用に関する研究開発 (略)</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間 (略)</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>III. 1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 (略)</p> <p>III. 1. (1) (略)</p> <p>III. 1. (2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発 (略)</p> <p>III. 1. (3) 放射線影響・被ばく医療研究 (略)</p> <p>III. 1. (4) 量子ビームの応用に関する研究開発 (略)</p>

変更案	現 行
<p>上記(1)(2)(3)(4)<u>(5)</u>については、課題ごとの特性を踏まえ、ロードマップを用いる等、達成目標及び時期を明確にしつつ、研究開発に支障が生じない範囲で公表し、適時適切な評価を行うとともに、計画性と柔軟性の双方に配慮し、成果の最大化を目指した取組を進める。</p> <p>Ⅲ.1. <u>(6)</u> 核融合に関する研究開発 (略)</p> <p>Ⅲ.2 ~ 4 (略)</p> <p>Ⅳ. ~ Ⅵ. (略)</p>	<p>上記(1)(2)(3)(4)については、課題ごとの特性を踏まえ、ロードマップを用いる等、達成目標及び時期を明確にしつつ、研究開発に支障が生じない範囲で公表し、適時適切な評価を行うとともに、計画性と柔軟性の双方に配慮し、成果の最大化を目指した取組を進める。</p> <p>Ⅲ.1. <u>(5)</u> 核融合に関する研究開発 (略)</p> <p>Ⅲ.2 ~ 4 (略)</p> <p>Ⅳ. ~ Ⅵ. (略)</p>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における評価軸（案）

赤字・下線部は改正部分

	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発	量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発領域	<p>○国際動向や社会的ニーズを見据え、量子科学技術の進歩を牽引する可能性のある研究開発を実施し、優れた研究・技術シーズを生み出しているか</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発マネジメントの取組の実績</li> </ul> <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れたテーマ設定がなされた課題の存在</li> <li>・優れた研究・技術シーズの創出成果の存在</li> </ul>
	<u>量子生命科学に関する研究開発領域</u>	<p><u>○量子生命科学に関する基礎的研究開発及び経済・社会的インパクトの高い革新に至る可能性のある先進的な研究開発を実施し、優れた成果を生み出しているか</u></p> <p><u>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか</u></p> <p><u>○国際協力や産学官の連携による研究開発の推進ができているか</u></p> <p><u>○産学官の共創を誘発する場を形成しているか。</u></p>	<p>《<u>評価指標</u>》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>研究開発マネジメントの取組の実績</u></li> <li>・<u>産学官連携の質的量的状況</u></li> </ul> <p>《<u>モニタリング指標</u>》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>優れたテーマ設定がなされた課題の存在</u></li> <li>・<u>優れた成果を創出した課題の存在</u></li> <li>・<u>企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数</u></li> <li>・<u>クロスアポイントメント制度の適用者数</u></li> </ul>
	放射線の革新的医学利用等のための研究開発領域	<p>○経済・社会的インパクトの高い革新に至る可能性のある先進的な研究開発を実施し、優れた成果を生み出しているか</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発マネジメントの取組の実績</li> </ul> <p>《モニタリング指標》</p>

	<p>○実用化への橋渡しとなる研究開発に取り組み、橋渡しが進んでいるか</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか</p> <p>(重粒子線を用いたがん治療研究)</p> <p>○重粒子線がん治療の普及・定着に向けた取組を行い、保険収載に係る科学的・合理的判断に寄与しているか</p>	<p>・優れた成果を創出した課題の存在</p> <p>(光・量子イメージング技術を用いた疾患診断研究及び放射性薬剤を用いた次世代がん治療研究)</p> <p>《モニタリング指標》</p> <p>・新規薬剤等開発と応用の質的量的状況</p> <p>(重粒子線を用いたがん治療研究)</p> <p>《モニタリング指標》</p> <p>・臨床研究データの質的量的収集状況</p>
放射線影響・被ばく医療研究領域	○放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか	<p>《評価指標》</p> <p>・国際水準に照らした放射線影響研究成果の創出状況</p>
量子ビームの応用に関する研究開発領域	<p>○様々な分野の本質的な課題を解決すべく、経済・社会的インパクトが高い、革新に至る可能性のある先進的研究を実施し、優れた成果を生み出しているか</p> <p>○高輝度 3GeV 級放射光源（次世代放射光施設）の整備等に係る研究開発に着実に取り組んでいるか</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか</p>	<p>《評価指標》</p> <p>・研究開発マネジメントの取組の実績</p> <p>《モニタリング指標》</p> <p>・優れたテーマ設定がなされた課題の存在</p> <p>・優れた成果を創出した課題の存在</p>
核融合に関する研究開発領域	○国際約束に基づき、必要な研究開発に着実に取り組んでいるか	<p>《評価指標》</p> <p>・ITER 計画及び BA 活動の進捗管理の状況</p> <p>・先進研究開発及び人材育成の取組の実績</p>



		○先進研究開発を実施し、国際的な研究開発プロジェクトを主導できる人材育成に取り組んでいるか	《モニタリング指標》 ・我が国分担機器の調達達成度
			※上記6つに共通 《モニタリング指標》 ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況
研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進		○成果のわかりやすい普及及び成果活用が促進できているか	《評価指標》 ・研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の取組の実績  《モニタリング指標》 ・統合による発展、相乗効果に係る成果の把握と発信の実績 ・シンポジウム・学会での発表等の件数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 ・機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者への出資等に関する取組の質的量的実績
国際協力や産学官の連携による研究開発の推進		○国際協力や産学官の連携による研究開発の推進ができているか  ○産学官の共創を誘発する場を形成しているか。	《評価指標》 ・産学官連携の質的量的状況  《モニタリング指標》 ・企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数 ・クロスアポイントメント制度の適用者数
公的研究機関とし	原子力災害対策・放射	○技術支援機関、指定公共機関及び基幹高度被ば	《評価指標》

て担うべき機能	線防護等における中核機関としての機能	く医療支援センターとしての役割を着実に果たしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術支援機関、指定公共機関及び基幹高度被ばく医療支援センターとしての取組の実績</li> <li>・原子力災害対策・放射線防護等を担う機構職員の人材育成に向けた取組の実績</li> <li>・被災地再生支援に向けた取組の実績</li> </ul>
	福島復興再生への貢献	○福島復興再生への貢献のための調査研究が着実に実施できているか	<p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数及び専門家派遣人数</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度被ばく医療分野に携わる専門人材の育成及びその確保の質的量的状況</li> <li>・原子力災害医療体制の強化に向けた取組の質的量的状況</li> <li>・被災地再生支援に向けた調査研究の成果</li> <li>・メディアや講演等を通じた社会への正確な情報の発信の実績</li> </ul>
	人材育成業務	○社会のニーズにあった人材育成業務が実施できているか	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の人材育成業務の取組の実績</li> <li>・大学と連携した人材育成の取組の実績</li> </ul>
	施設及び設備等の活用促進	○施設及び設備等の活用が促進できているか	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備等の活用促進への取組の実績</li> </ul> <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の共用実績</li> </ul>
	官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等	○官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に着実に取り組んでいるか	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備に係る進捗管理の状況</li> </ul>

その他関連する事項	○拠点を越えた組織融合の仕組み等が導入されているか	《評価指標》 ・ 拠点を越えた組織融合への取組の実績
	○女性の活躍や研究者の多様性も含めた戦略的な人事が実施できているか	《評価指標》 ・ 女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関する取組の実績  《モニタリング指標》 ・ 当該分野の後期博士課程における女性割合と女性研究者の新規採用割合

国立研究開発法人科学技術振興機構 第4期中長期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>&lt;中長期目標&gt; 目 次 (序文) I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 II. 中長期目標の期間 III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略) 2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築 2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進 2. 4. 情報基盤の強化 2. 5. 革新的新技術研究開発の推進 2. 6. ムーンショット型研究開発の推進 <u>2. 7. 創発的研究の推進</u> 3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略) IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略) V. 財務内容の改善に関する事項 VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>&lt;中長期目標&gt; 目 次 (序文) I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 II. 中長期目標の期間 III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略) 2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築 2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進 2. 4. 情報基盤の強化 2. 5. 革新的新技術研究開発の推進 2. 6. ムーンショット型研究開発の推進 <u>(追加)</u> 3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略) IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略) V. 財務内容の改善に関する事項 VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>

変更案	現 行
<p>(序文) (略)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間  中長期目標の期間は、平成29年(2017年)4月1日から<u>令和4年</u>(2022年)3月31日までの5年間とする。</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換  (略)</p> <p>2. 1. (略)</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築  (略)  (共創の「場」の形成支援)  オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みの構築に向け、大学・公的研究機関、企業等の多様な主体が集い、共通の目標を設定し、組織・分野を越えて統合的に運用される産学官の共創の「場」の形成を支援する。その際、<u>文部科学省から支援すべき分野等の提示があった場合には、それらを含めた支援を実施する。</u>また、大学・公的研究機関、企業等の集積、人材、知、資金の糾合、自律的・持続的な研究環境・研究体制の構築、人材育成といった多様な支援の形態が考えられることに留意しつつ、大学・公的研究機関のマネジメント改革をはじめとした組</p>	<p>(序文) (略)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間  中長期目標の期間は、平成29年(2017年)4月1日から<u>平成34年</u>(2022年)3月31日までの5年間とする。</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換  (略)</p> <p>2. 1. (略)</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築  (略)  (共創の「場」の形成支援)  オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みの構築に向け、大学・公的研究機関、企業等の多様な主体が集い、共通の目標を設定し、組織・分野を越えて統合的に運用される産学官の共創の「場」の形成を支援する。その際、大学・公的研究機関、企業等の集積、人材、知、資金の糾合、自律的・持続的な研究環境・研究体制の構築、人材育成といった多様な支援の形態が考えられることに留意しつつ、大学・公的研究機関のマネジメント改革をはじめとした組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に貢献する。</p>

変更案	現 行
<p>織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に貢献する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</b></p> <p>文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流を推進し、地球規模課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通的な課題への取組を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出を推進する。あわせて、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。</p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び新興国及び途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。新興国及び途上国との関係強化のため、社会実装に向けた取組を実施し、科学技術におけるインクルーシブ・イノベーションを実践する。</p> <p>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p> <p><u>我が国の科学技術イノベーションを活用して途上国での SDGs 達成に貢献するとともに、我が国発の研究成果等の海外展開を促進する。</u></p> <p>外国人研究者が我が国で研究活動を行う上で、安心して研究に打ち込めるよう、宿舎等の生活環境を提供することで、外国人研究者の受入れに貢献する。</p> <p>海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。</p> <p><b>2. 4. ～ 2. 6. (略)</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</b></p> <p>文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流を推進し、地球規模課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通的な課題への取組を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出を推進する。あわせて、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。</p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び新興国及び途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。新興国及び途上国との関係強化のため、社会実装に向けた取組を実施し、科学技術におけるインクルーシブ・イノベーションを実践する。</p> <p><u>また、</u>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p> <p><u>さらに、</u>外国人研究者が我が国で研究活動を行う上で、安心して研究に打ち込めるよう、宿舎等の生活環境を提供することで、外国人研究者の受入れに貢献する。</p> <p><u>加えて、</u>海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。</p> <p><b>2. 4. ～ 2. 6. (略)</b></p>

変更案	現 行
<p><b>2. 7. 創発的研究の推進</b></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す創発的研究を、その遂行にふさわしい適切な研究環境の形成とともに推進する。その推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止などを決定する。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>IV. ～V. (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、<u>機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</u></p> <p><u>なお、機構の職員については、</u>人事評価制度の着実な運用、職員に対して必要な能力等の伸張を図る研修等の実施及び職場環境の整備等の措置をダイバーシティに配慮しつつ計画的に実施する。</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>3. (略)</p> <p>IV. ～V. (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、人事評価制度の着実な運用、職員に対して必要な能力等の伸張を図る研修等の実施及び職場環境の整備等の措置をダイバーシティに配慮しつつ計画的に実施する。</p>

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (赤字・下線部分・取消線部分が追加・削除箇所)

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	競争的資金等※に共通するモニタリング指標	【業務プロセス】	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募件数 (出資の場合、出資への相談件数) / 採択件数</li> <li>・事業説明会等実施回数</li> <li>・サイトビジット等実施回数</li> </ul>
		【成果】	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文数 (社会技術研究開発を除く。)</li> <li>・特許出願・登録件数 (社会技術研究開発を除く。)</li> <li>・成果の発信数</li> <li>・受賞数 (社会技術研究開発を除く。)</li> </ul>
2.1. ~2.2. (略)					
2.3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進	(地球規模課題対応国際科学技術協力、 <u>及び</u> 戦略的国際共同研究 <u>及び</u> 持続可能開発目標達成支援)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に資する国際共同研究マネジメント等への取組は適切か。</li> <li>- 国際共通的な課題の解決</li> <li>- 我が国及び相手国の科学技術水準向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究マネジメントの取組の進捗・イノベーションにつながるような諸外国との関係構築への取組の進捗</li> <li>- 研究フェーズ、相手国プログラム等に応じた制度の適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国側研究提案数、相手国側研究提案とのマッチング率</li> <li>・参加国の拡大や適切な領域の設定に向けた取組の進捗 (新たな課題やテーマを発掘するためのワークショップ等の開催等)。</li> </ul>
		【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際共同研究を通じた国際共通的な課題の解決や我が国及び相手国の科学技術水準向上に資する研究成果、科学技術外交強化への貢献が得られているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>SDGs 等</u>の国際共通的な課題の解決や科学技術水準向上に資する研究成果の創出及び成果展開 (見通しを含む)</li> <li>・諸外国との関係構築・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手側研究チームとの共著論文数</li> <li>・相手国への派遣研究者数、相手国からの受入れ研究者数</li> <li>・<u>SDGs 達成に向けた実証試験等の</u></li> </ul>

※ 未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進、戦略的な研究開発の推進、産学が連携した研究開発成果の展開、共創の「場」の形成支援、企業化開発・ベンチャー支援・出資、国際的な科学技術共同研究等の推進、ムーンショット型研究開発の推進、創発的研究の推進



項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標	
		<u>持続可能開発目標達成支援</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国発の研究成果等の海外展開が促進されているか。</li> <li>・SDGs 達成に貢献しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 経営層のトップ外交等による科学技術外交上の成果</li> <li>- 機構他事業の国際展開</li> </ul>	<u>実施件数</u>
2.6. ムーンショット型研究開発の推進	<u>(ムーンショット型研究開発の推進)</u>	<u>【業務プロセス】</u>	<u>平成30年度*</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。</li> <li>・ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究開発を適切に推進したか。</li> </ul>	<u>平成30年度*</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗</li> <li>・ムーンショット目標達成及び研究開発構想の実現に向けた活動の進捗 (PD の任命、PM の公募、戦略協議会 (仮称) への報告など)。</li> <li>・最先端の研究支援に向けた取組。</li> </ul>	<u>平成30年度*</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係規定程の整備状況</li> <li>・PD 任命実績。</li> <li>・PM 採択実績。</li> <li>・ポートフォリオ (プロジェクトの構成 (組み合わせ)、資源配分等のマネジメント計画) の構築、見直し実績。</li> <li>・戦略協議会 (仮称) への報告実績。</li> <li>・最先端の支援実績。</li> </ul>	
	<u>(ムーンショット型研究開発の推進)</u>	<u>【成果】</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究成果が創出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究成果の創出及び成果展開 (見直しを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める運用・評価指針に基づく評価等により、優れた進捗が認められるプロジェクト数。</li> <li>・国際連携及び産業界との連携・橋渡し (スピンアウトを含む) の件数。</li> </ul>	

項目		評価軸		評価指標	モニタリング指標
2.7. 創発的 研究の推進	<u>(創発的研究 の推進)</u>	<u>【業務プロセ ス】</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から交付される補助金による基金を設置し、研究を推進する体制の整備が進捗したか。</li> <li>・創発的研究を推進するため研究マネジメント活動は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の設置及び研究を推進する体制の整備の進捗（研究課題の選定方法、ステージゲートでの評価方法の決定等）</li> <li>・研究マネジメントの取組の進捗（多様な研究者の融合を促す取組の進捗状況等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係規程の整備状況</li> <li>・ガバニングボード（仮称）メンバー、総括等の任命件数、多様性</li> <li>・採択課題における分野の多様性</li> <li>・創発的研究の促進に係る取組状況（ワークショップの開催実績等）</li> <li>・進捗管理や機関評価に係る外部有識者による評価結果</li> </ul>
	<u>(創発的研究 の推進)</u>	<u>【成果】</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の創出に資する成果が生み出されているか。</li> <li>・創発的研究の遂行にふさわしい研究環境整備が進捗したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の創出及び成果展開（見通しを含む）</li> <li>・研究環境の整備に向けた取組の進捗</li> <li>・若手を中心とした多様な研究者への支援状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者による評価により、インパクトのある論文が出されたと見なされるなど、優れた進捗が認められる課題数（見通しを含む）</li> <li>・本事業を通じた大学等研究機関による研究環境整備の実績（採択された研究に専念できるようになった研究者の割合等）</li> <li>・採択された若手研究者の割合</li> </ul>

独立行政法人日本スポーツ振興センター 第4期中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>(序文) (略)</p> <p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>JSCは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び平成29年度から平成33年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定、以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、日本<u>スポーツ</u>協会（以下「<u>JSPQ</u>」という。）、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されている。</p> <p>現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている。</p> <p>JSCは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポー</p>	<p>(序文) (略)</p> <p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>JSCは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び平成29年度から平成33年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定、以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、日本<u>体育</u>協会（以下「<u>日体協</u>」という。）、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されている。</p> <p>現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている。</p> <p>JSCは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポー</p>

変更案	現 行
<p>ツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、JSCの第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>II. 中期目標の期間 (略)</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等 (略)</p> <p>&lt;具体的な取組&gt; (略)</p> <p>&lt;評価指標&gt; (略)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>・施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDCAサイクルを機能させる必要がある。</p> <p>前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査(4段階評価)において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価(満足・やや満足)の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であつ</p>	<p>ツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、JSCの第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>II. 中期目標の期間 (略)</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等 (略)</p> <p>&lt;具体的な取組&gt; (略)</p> <p>&lt;評価指標&gt; (略)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>・施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDCAサイクルを機能させる必要がある。</p> <p>前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査(5段階評価)において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価(満足・やや満足)の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であつ</p>

変更案	現 行
<p>たことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。 (略)</p> <p><b>2. 国際競技力の向上のための取組</b></p> <p>「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月27日閣議決定)や「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」(平成28年10月3日スポーツ庁長官決定)、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターについて、その機能の整備・充実を図りながらJOC、JPC及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt; (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JOC、JPC及びJSPQ等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート(次世代アスリート)の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース(パスウェイ)に導くなどオリンピック競技大会(以下「オリンピック」という。)、パラリンピック競技大会(以下「パラリンピック」という。)等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。</li> <li>・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行</li> </ul>	<p>たことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。 (略)</p> <p><b>2. 国際競技力の向上のための取組</b></p> <p>「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月27日閣議決定)や「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」(平成28年10月3日スポーツ庁長官決定)、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンスセンターについて、その機能の整備・充実を図りながらJOC、JPC及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt; (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JOC、JPC及び日体協等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート(次世代アスリート)の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース(パスウェイ)に導くなどオリンピック競技大会(以下「オリンピック」という。)、パラリンピック競技大会(以下「パラリンピック」という。)等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。</li> <li>・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行</li> </ul>

変更案	現 行
<p>う体制として<u>ハイパフォーマンススポーツセンター</u>の機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;評価指標&gt; (略)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施 (略)</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの保護・強化</p> <p>クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、<u>関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成30年法律第58号)を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する他、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(平成30年12月20日スポーツ庁)を踏まえた</u>スポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <p>(略)</p> <p><u>・スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト</u>を令和2年度中に整備し、稼働させることにより、<u>スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。</u></p>	<p>う体制として<u>ハイパフォーマンスセンター</u>の機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;評価指標&gt; (略)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施 (略)</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの保護・強化</p> <p>クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、<u>「アンチ・ドーピング体制の構築・強化について」(平成28年11月8日アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース)</u>を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務<u>を中心に、JADA等の関係機関と連携し、</u>スポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

変更案	現 行
<p><u>・令和元年度中に弁護士・公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会の仕組みを創設し、令和2年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。</u></p> <p><u>・スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNSによる相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。</u></p> <p>&lt;評価指標&gt; (略)</p> <p><u>・スポーツ団体のガバナンス確保に資するウェブサイトや、スポーツを行う者を守るための第三者相談・調査に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。</u></p> <p>&lt;参考指標&gt;</p> <p><u>・「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況をスポーツ団体が簡便に自己説明・公表するためのウェブサイトへの登録件数</u></p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組が必須である。</p> <p>平成28年度のスポーツ庁調査では、<u>J S P O</u>加盟団体及び日本障がい者スポ</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>&lt;評価指標&gt; (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組が必須である。</p> <p>平成28年度のスポーツ庁調査では、<u>目体協</u>加盟団体及び日本障がい者スポー</p>

変更案	現 行
<p>一ツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均5団体を指標として設定した。</p> <p>なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。</p> <p><u>・スポーツ団体及びアスリートを支援するウェブサイト等の取組に関しては、体制を構築するのみならず、利用対象者が常に利用可能な状態を維持していくことが求められるため、取組の安定的な運用を評価指標として設定した。</u></p> <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実 (略)</p> <p>6. 国内外の情報の分析・提供等 (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略) &lt;具体的な取組&gt; (略) ・「<u>国の行政の業務改革に関する取組方針</u>」(平成28年8月2日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、平成31年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。 (略)</p>	<p>一ツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均5団体を指標として設定した。</p> <p>なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実 (略)</p> <p>6. 国内外の情報の分析・提供等 (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略) &lt;具体的な取組&gt; (略) ・「<u>国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～</u>」(平成26年7月25日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、平成31年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。 (略)</p>



変更案	現 行
<p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施 (略)</p> <p>2. 内部統制の強化 (略)</p> <p>3. 適正な人員配置等 (略)</p> <p>&lt;具体的な取組&gt; (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人材確保・人材育成等</u>に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>4. 情報セキュリティ対策の強化 (略)</p>	<p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施 (略)</p> <p>2. 内部統制の強化 (略)</p> <p>3. 適正な人員配置等 (略)</p> <p>&lt;具体的な取組&gt; (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人事</u>に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>4. 情報セキュリティ対策の強化 (略)</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標変更 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行	備考 (理由)
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学生支援の中核機関として、</p> <p>（i）学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、</p> <p>（ii）大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、（iii）留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。</p> <p>「第3期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学生支援の中核機関として、</p> <p>（i）学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、</p> <p>（ii）大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、（iii）留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。</p> <p>「第3期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率</p>	

変更案	現 行	備考（理由）
<p>が好転するほか、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。</p> <p>現在、我が国では、最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアクセスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められている。<u>こうした観点から、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「修学支援法」という。）に基づき、少子化の進展に対処するため、真に支援が必要な低所得世帯の者の修学に係る経済的負担が軽減されるよう、給付奨学金の大幅な拡充に対応することが必要である。</u></p>	<p>が好転するほか、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。</p> <p>現在、我が国では、最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアクセスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められており、「<u>新しい経済政策パッケージ</u>」（平成29年12月8日閣議決定）において、<u>低所得世帯を対象とした高等教育無償化に係る施策が2020年4月に実施されることが示された。</u></p>	<p>新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抜粋）  3. 高等教育の無償化  （これまでの取組と基本的考え方）  高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、<u>アクセスの機会均等</u>、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。・・・</p> <p><u>最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実である。</u>また、<u>貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い</u>、これもまた事実である。貧困の連鎖を断ち切り、<u>格差の固定化を防ぐため</u>、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。<u>所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。</u>このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、<u>給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。</u>  （具体的内容）  低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、<u>格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から</u>、また、<u>真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう</u>、支援措置の対象は、<u>低所得世帯</u>に限定する。</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）抄  （目的）  第1条 この法律は、<u>真に支援が必要な低所得者世帯の者</u>に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>（別添）政策体系図</p> <p>II 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成31年(2019年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの5年間とする。</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p>	<p>機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p><u>※ 国会において大学等における修学の支援に関する法律案が成立した際には、真に支援が必要な低所得世帯の修学に係る経済的負担を軽減するため、給付奨学金の大幅な拡充に対応することに寄与することが求められる。</u></p> <p>（別添）政策体系図</p> <p>II 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間とする。</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p>	<p>的とする。</p> <p>「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」が成立したことにより削除。</p> <p>改元による変更。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) <b>貸与</b>奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の</p>	<p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) <b>貸与型</b>奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の</p>	<p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p> <p>第4期中期目標（抜粋）</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>(2) 給付奨学金</p>

変更案	現行	備考（理由）
<p>事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>(2) <u>給付奨学金</u></p> <p><u>給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</u></p> <p><u>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</u></p>	<p>事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>(2) <u>給付型奨学金</u></p> <p><u>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を給付する。</u></p>	<p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）抄</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、<u>真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。</u></p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第6条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p>	<p>給付中においては、大学等との連携によって、奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法【改正前】 （学資の支給） 第17条の2 第13条第1項第1号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第2条第3項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第15条第1項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構法【改正後】 （学資の支給） 第17条の2 第13条第1項第1号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。</p> <p>新法では給付する行為について「支給」と表現しているため、「支給」に表現を統一。 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）抄 （定義） 第4条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>(3) 奨学金事業に共通する事項</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、<u>奨学金に関する周知や申込手続きについて、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</u></p> <p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>1-1 <u>貸与</u>奨学金の的確な実施状況</p> <p>1-2 <u>貸与</u>奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>1-3 <u>貸与</u>奨学金の総回収率</p> <p>1-4 <u>貸与</u>奨学金に係る各種制度の運用状況</p> <p>1-5 <u>給付</u>奨学金の的確な実施状況</p> <p>1-6 <u>給付</u>奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>(3) 奨学金事業に共通する事項</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、<u>奨学金制度に対する理解の増進や貸与奨学生に対する返還意識の涵養に向けた指導のため、一層の連携を図る。</u></p> <p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>1-1 <u>貸与型</u>奨学金の的確な実施状況</p> <p>1-2 <u>貸与型</u>奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>1-3 <u>貸与型</u>奨学金の総回収率</p> <p>1-4 <u>貸与型</u>奨学金に係る各種制度の運用状況</p> <p>1-5 <u>給付型</u>奨学金の的確な実施状況</p> <p>1-6 <u>給付型</u>奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>平成31年4月17日総務省事務連絡「今後の中（長）期目標変更にあたっての留意事項について」に基づき奨学金事業の運営にあたって必要となる関係先との連携・協働を明記。事務連絡（抜粋）p. 2「既存の目標の変更又は追記を行う場合、当該目標変更等に係る業務を実施する上で関係する機関・団体との分担・協働の在り方についても、併せて目標に盛り込むことを御検討願います。」</p> <p>第3期中期目標&lt;平成30年3月29日 変更認可版&gt;</p> <p>2. (3) 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与又は給付を受けて修学している者としての<u>自覚</u>を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>(6) 学校との連携強化</p> <p>奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や<u>返還意識の涵養</u>を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p>



変更案	現 行	備考（理由）
<p>1-7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況 1-8 効果検証等の検討状況</p> <p>【関連指標】</p> <p>1-A <u>貸与</u>奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率</p> <p>1-B <u>貸与</u>奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合</p> <p>1-C <u>貸与</u>奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>1-1～1-2 （略）</p> <p>1-3 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、回収に向けた諸施策を講じ、返還金を確実に回収することとし、目標値については、今中期目標期間中に<u>貸与</u>奨学金の総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上にする。</p> <p>1-4～8 （略）</p> <p>1-A 約定に沿った期日ごとの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の<u>貸与</u>奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に97.3%<u>以上</u>とする。</p>	<p>1-7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況 1-8 効果検証等の検討状況</p> <p>【関連指標】</p> <p>1-A <u>貸与型</u>奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率</p> <p>1-B <u>貸与型</u>奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合</p> <p>1-C <u>貸与型</u>奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>1-1～1-2 （略）</p> <p>1-3 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、回収に向けた諸施策を講じ、返還金を確実に回収することとし、目標値については、今中期目標期間中に<u>貸与型</u>奨学金の総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上にする。</p> <p>1-4～8 （略）</p> <p>1-A 約定に沿った期日ごとの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の<u>貸与型</u>奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に97.3%とする。</p>	<p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p> <p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p> <p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p> <p>正確な表記に修正。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>1-B 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に10%以上改善する。</p> <p>1-C 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.26%以下とする。</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>【評価指標】 3-1～3-3 （略）</p> <p>【目標水準の考え方】 3-1～3-3 （略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化 （1）一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託</p>	<p>1-B 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に10%以上改善する。</p> <p>1-C 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.26%以下とする。</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>【評価指標】 3-1～3-3 （略）</p> <p>【目標水準の考え方】 3-1～3-3 （略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化 （1）一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託</p>	<p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p> <p>中期目標と中期計画で表現が混在していたため、日本学生支援機構としては、貸与型奨学金は貸与奨学金に、給付型奨学金は給付奨学金に統一する。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、<u>奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</u></p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>（2）人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>（3）契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。</p>	<p>を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>（2）人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>（3）契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>貸与だけではなく、給付奨学金も含むため、中期目標上のⅢ1「奨学金事業」と同じ表記に修正。</p> <p>改元による変更。</p> <p>（参考1）独立行政法人空港周辺整備機構の第4期中期目標（抜粋）</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成31年3月12日改定）（抜粋）</p> <p>V その他留意すべき事項について</p> <p>2 業務改革の取組との関係について</p> <p>国の行政機関における業務改革については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）において、その方針が定められている。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p>2 ～ 3（略）</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 人事に関する計画</p> <p>機構の業務を適切に実施するため、<u>人事基本計画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。</u></p>	<p>V 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 人事に関する計画</p> <p>機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と<u>適正配置を図る。</u></p>	<p>平成31年4月17日総務省事務連絡「今後の中（長）期目標変更に当たっての留意事項について」に基づき人材確保・育成にかかる方針の策定を求めることを明記。</p> <p>事務連絡（抜粋）「目標変更の機会に、併せて、法人に<u>人材確保・育成方針の策定</u>を求める内容の目標についても盛り込むことを、積極的に御検討願います。」</p>

特殊法人日本私立学校振興・共済事業団 第4期中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省) 赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>[略]</p> <p>事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の進行に資することを目的としている。</p> <p><u>また、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第10条に規定する私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金（以下「減免資金」という。）を交付する業務を行うこととしている。</u></p> <p>[略]</p> <p>2. 中期目標期間</p> <p>事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図り、私立学校の教育の振興に資することを目的として実施されており、成果を得るまでには相当の期間を要するものが多く、中長期的観点から目標を定める必要があることから、中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>[略]</p> <p>事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の進行に資することを目的としている。</p> <p>[略]</p> <p>2. 中期目標期間</p> <p>事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図り、私立学校の教育の振興に資することを目的として実施されており、成果を得るまでには相当の期間を要するものが多く、中長期的観点から目標を定める必要があることから、中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p>

変更案	現 行
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  「補助事業」「貸付事業」「経営支援・情報提供事業」「寄付金事業」「学術研究振興基金・資金事業」「<u>減免資金交付事業</u>」の各種事業を総合的かつ効率的に実施するため、本法人の有する情報・知見を活かし、文部科学省と連携の下、これらの事業を通じた、各私立大学等における教育条件や研究環境の向上に向けた取組を促進する方策や、地域に貢献する私立大学等の支援方策、経済的負担軽減方策等について検討し、必要な措置を講ずる。併せて、各事業の成果・効果の周知を通じた私立学校の改善取組の促進や経営支援を行うとともに、各事業の不断の改善・見直しを行うなどのPDCAサイクルの構築に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>3. 1 ~ 3. 5  [略]</p> <p><u>3. 6 減免資金交付事業</u>  <u>各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。</u></p> <p><u>&lt;指標・目標水準の考え方&gt;</u>  <u>・関係法令及び交付要綱を遵守して適正に交付されたか：達成された場合、B</u>  <u>評定とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項  6. 1~6. 4</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  「補助事業」「貸付事業」「経営支援・情報提供事業」「寄付金事業」「学術研究振興基金・資金事業」の各種事業を総合的かつ効率的に実施するため、本法人の有する情報・知見を活かし、文部科学省と連携の下、これらの事業を通じた、各私立大学等における教育条件や研究環境の向上に向けた取組を促進する方策や、地域に貢献する私立大学等の支援方策、経済的負担軽減方策等について検討し、必要な措置を講ずる。併せて、各事業の成果・効果の周知を通じた私立学校の改善取組の促進や経営支援を行うとともに、各事業の不断の改善・見直しを行うなどのPDCAサイクルの構築に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>3. 1 ~ 3. 5  [略]</p> <p>[略]</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項  6. 1~6. 4</p>

変更案	現 行
<p>[略]</p> <p>6. 5 人事に関する事項  <u>人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図る。</u></p> <p>[略]</p> <p>6. 6 研修等助成に関する事項  [略]  〈指標・目標水準等の考え方〉  ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか：達成された場合、B 評定とする。  （計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第 23 条第 5 項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。）</p>	<p>[略]</p> <p>6. 5 人事に関する事項  <u>業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</u></p> <p>[略]</p> <p>6. 6 研修等助成に関する事項  [略]  〈指標・目標水準等の考え方〉  ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか：達成された場合、B 評定とする。  （計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第 23 条第 4 項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。）</p>

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)に係る政策体系上の位置付け 未定稿

## 国の政策目標・方針等

### ○文部科学省の政策目標

#### 政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

### ○教育振興基本計画

#### 基本施策 2 9 私立学校の振興

【主な取組】財政基盤の確立とメリハリある資金配分、多面的な資金調達の促進、学校法人に対する経営支援の充実 等

### ○私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

### ○経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略 等

## 事業団の役割・位置付け等

### 日本私立学校振興・共済事業団

⇒ 中間団体としての役割

(設立の目的) 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

**補助事業**：私立大学等経常費補助金の交付

**貸付事業**：学校法人等に対する施設設備整備その他経営のために必要な資金の貸付

**経営支援・情報提供事業**：学校法人等に対する経営支援・情報提供

**助成事業**：私立学校教職員の研修に対する助成金の交付

**受配者指定寄付金事業**：学校法人に対する受配指定寄付金の受入と配布

**学術研究振興基金事業**：学術研究振興基金の募金と学術研究振興資金の交付

**減免資金交付事業**：各私立大学等に対する減免資金の交付

私立高等学校等経常費助成費補助、施設費補助、私立学校に対する指導・助言等

都道府県

私立学校教育の振興

国(私学助成等)

私立大学等経常費補助

学校法人等